

改訂意匠審査基準（第 7 部、第 1 1 部）（案）

第 7 部 個別の意匠登録出願

第 1 章 部分意匠

< 中略 >

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第 2 備考 8 の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、全体意匠の意匠登録出願をする場合と同様に、意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。（第 5 部「一意匠一出願」参照）

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第 6 備考 1 1 は、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第 2 備考 3 9 の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

<中略>

71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

- ①部分意匠の意匠に係る物品
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

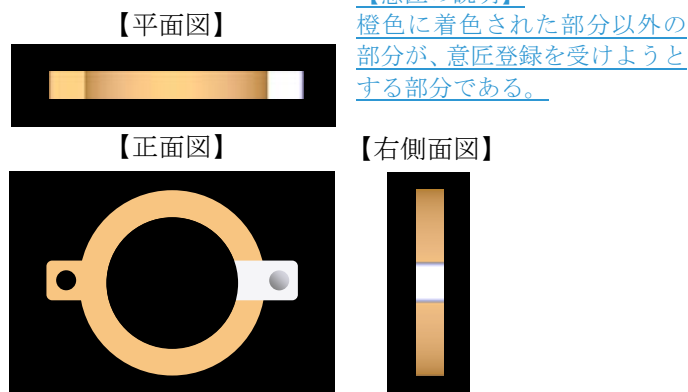
なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有していても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せるときは、意匠が具体的なものと認められる。

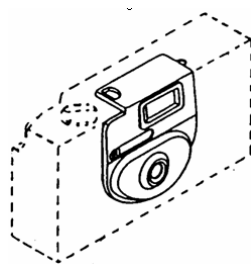
- ①出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

【事例】「フランジ」



- ②出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示及び意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての「意匠の説明」の欄の記載がなくても、願書に添付した図面等の具体的な表現によって、部分意匠の意匠登録出願に関するものであること及び「意匠登録を受けようとする部分」が明らかな場合

【事例】「デジタルカメラ」



願書に添付した図面の各図が実線と破線により明確に描き分けられており、部分意匠の欄、及び意匠登録を受けようとする部分を特定する方法についての意匠の説明がなくても、実線部分について意匠登録を受けようとする部分意匠の意匠登録出願であると当然に導き出すことができる。

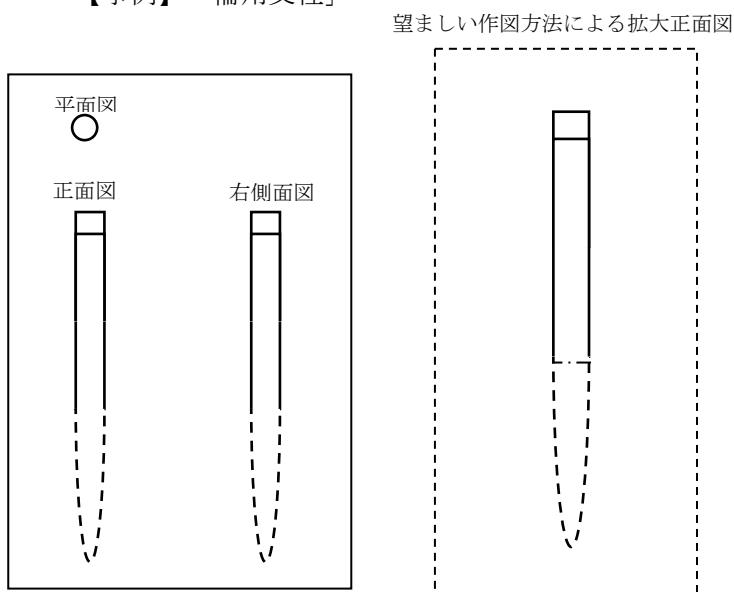
- ③境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に

含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記 71.4.1.1.5 「一定の範囲を占める部分であること」参照)

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】「柵用支柱」

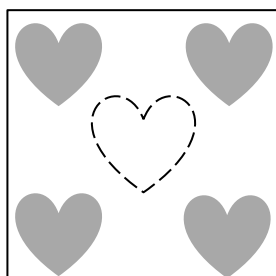


(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ① 出願当初の願書に「~~部分意匠~~」の欄がなく、かつ「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書及び願書に添付した図面の記載各図が実線と破線とにより記載されているときのようにを総合的に判断しても、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない、又は図面において描き分けられたいずれの部分が「意匠登録を受けようとする部分」であるか明らかでない場合

【事例 1】「ハンカチ」



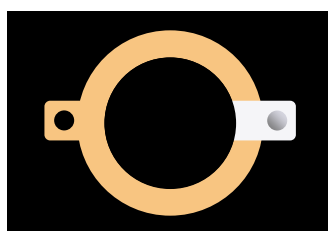
「部分意匠」の欄及び「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する「意匠の説明」の欄の記載がなく、実線と破線等によって描き分けられた部分意匠の意匠登録出願であるのか、中央にステッチを施した全体意匠の意匠登録出願であるのか、明らかでない。

【事例 2】「フランジ」【部分意匠】

【平面図】



【正面図】



【右側面図】



「部分意匠」の欄があるが、「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなければ、「意匠登録を受けようとする部分」が、橙色、白色等、いずれの色彩の部分であるのか、明らかでない。

- ②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ④「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
- (i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - (ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
 - (iii) 「意匠登録を受けようとする部分」を一組の図面以外の図面のみにより特定している場合（例えば、斜視図のみで特定しているもの）

(iv) 一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを描き分けずに、願書の「意匠の説明」の欄において文章で「意匠登録を受けようとする部分」を特定している場合

⑦「その他の部分」の形態が明らかでない場合

破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならないことから、意匠が具体的でないものとなる。

~~⑧出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に、図面において「意匠登録を受けようとする部分」がどのように特定されているかについての記載がない場合~~

<中略>

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 願書の「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 願書の「部分意匠」の欄を削除する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がある場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

- (3) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかを不明確とする補正、又は当該意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

第 1 1 部 国際意匠登録出願

< 中略 >

第 8 章 部分意匠の国際意匠登録出願

< 中略 >

118.1.3.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、国際意匠登録出願に係る願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することが当然に導き出されなくてはならない。

次に、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

さらに、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていないと認められない。

なお、部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「意匠登録の要件」113.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

~~境界線の表示がない場合であっても、願書及び図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合（第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」（1）「意匠が具体的なものと認められる場合の例」の②を参照されたい。）~~

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が以下のような状態にあり、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、具体的な一の

意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①国際意匠登録出願に係る願書の「意匠の説明」の欄に「保護を求めないもの」を特定する方法についての記載がなく、[国際意匠登録出願に係る図面の記載を総合的に判断しても](#)、部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるか明らかでない場合
- ②国際意匠登録出願に係る図面の記載に、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確なものが含まれており、全体意匠の国際意匠登録出願であるか部分意匠の国際意匠登録出願であるかが明確でない、又は「意匠登録を受けようとする部分」若しくは「その他の部分」の形態が明らかでない場合
- ③部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑤「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合
- ⑦「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
 - (i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - (ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
- ⑧破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的ではなく、「意匠登録を受けようとする部分」の部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が明らかでない場合

118.1.3.1.3 工業上利用することができるものであること

工業上利用できるものであることについては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、国際意匠登録出願に係る願書に「部分意匠」の欄に記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する（他に拒絶の理由等がない場合、「部分意匠」の欄を追加するための手続補正は要さない。）。

<中略>

118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、「部分意匠」の欄を追加することによって、当該国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、部分意匠の国際意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 部分意匠の国際意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかを不明確とする補正、又は当該国

際意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」を不明確とする補正は、
要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願
が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき
に、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠
の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。